

世界柔道形選手権大会への日本代表選手選考規程

(目的)

- 第1条 公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という）がこの規程を定める第一の目的は世界柔道形選手権大会で日本を代表する選手（組）（以下「選手」という）が優勝することにある。
- 本選考規程は日本を代表し優勝する可能性の最も高い選手を選考するための基準を定めたものである。

(最終的な権限の所在)

- 第2条 主な形競技会に日本を代表する選手を選考する最終的な権限は本連盟にある。本連盟理事会は形競技会への選手の選考を教育普及・MIND委員会形部会に委任している。
2. 全ての選考において、教育普及・MIND委員会形部会構成メンバーは主観的な見識ではなく、客観的、具体的な事実に基づいて行うように努める。
 3. 教育普及・MIND委員会形部会長は選手選考が手順通りに行われ、選考基準に従って決定されることを保証する責任を負う。

(代表選手選考手順)

- 第3条 世界柔道形選手権大会への日本代表選手選考は教育普及・MIND委員会形部会にて決定する。決定には教育普及・MIND委員会形部会メンバー三分の二以上の出席を必要とし、審議の上、出席メンバーの過半数の賛成を獲得したものを代表として選出する。
- 選考に際しては、最も優勝が期待できる選手を念頭に以下の選考基準を参考にする。

全日本柔道形競技大会による選考基準について

- (1) 全日本柔道形競技大会に出場した強化A及び強化Bが優勝したときは、優勝した選手とする。
- (2) 全日本柔道形競技大会に出場した強化A及び強化B以外の選手が優勝したときは、強化A及び強化Bも選考の対象に加え過去2年間の大会等の成績を考慮して総合的に判断する。
- (3) 補欠は、第1補欠を全日本柔道形競技大会に出場した選手の成績及び過去2年間の大会等の成績を考慮して総合的に判断する。

選手選考会による選考基準について

- (1) 強化A及び強化Bの選手による選手選考会の最高得点者。

- (2) 補欠は、第 1 補欠を選手選考会の成績及び過去 2 年間の大会等の成績を考慮して総合的に判断する。

代表選手の選出

最終決定は、教育普及・MIND 委員会形部会にて決定し、発表する。

(選考判断の対象となる大会等)

第 4 条

- (1) 国際大会
世界形選手権大会、アジア形選手権大会
- (2) 国内大会
全日本柔道形競技大会
- (3) 全日本形強化合宿

(選考対象者資格および行動規範)

第 5 条 代表選手として選考対象となるのは以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 国際柔道連盟あるいは大会主催団体の出場資格条件を満たしていること。
- (2) 日本国籍を有し、全日本柔道連盟に登録していること。
- (3) 柔道精神を理解し、社会規範を遵守していること。
- (4) 日本オリンピック委員会のドーピング防止規程にある日本代表選手としての資格を満たしていること。

2. 代表選手は、日本の柔道家の中から日本代表として選抜された選手であり、日本の柔道を代表するに相応しい言動と態度を示さなければならない。

(代表選手発表の通知および手続き)

第 6 条 代表決定後、速やかに教育普及・MIND 委員会形部会長は代表選手および補欠の発表を行う。その際、必ず選考理由についての説明を行う。

2. 最終選考結果については、所属、選手に対して選考後に代表選手選考の通知をする。強化 A 及び強化 B に指定されている選手並びに選考会に参加した選手は、教育普及・MIND 委員会形部会長に対し選考決定に関する説明を求めることができる。

(大会以前の代表選手交代 (撤回))

第 7 条 以下の事例の場合は、代表選手発表後であっても、本連盟は当該選手を代表として認めない権利を有する。

- (1) 選手が大会に出場するための準備が不十分であるか、強化合宿に十分に参加しな

かった場合（強化選手として本連盟の活動に対する参加と態度が不十分な場合）。

(2) 第5条(3)、(4)および2. に示すような日本選手団の一員としての適格性に欠ける行為があった場合（日本選手団の一員として相応しい人格を有し、言動、態度が適切であり、柔道精神を理解し、社会規範を遵守すること等）

2. 医師の診断

当該選手に対し、大会に出場できるか否かを見極めるために本連盟の指定する医師の診断を受けるよう要求することができる。この診断では、負傷や疾病の状態が、選手が大会に出場しても構わないものなのか、あるいは医学的見地から選手自身に危険がないか、他の選手や関係者、観客にまで影響が及ぶのか等（例えば、伝染病等）の判断に基づき、この時点での出場の可否を教育普及・MIND 委員会形部会において決定する。

3. 代表を撤回された場合、選手の交代が可能であるならば、補欠選手を充てることができる。

(不服申し立ての根拠と権利)

第8条 選考結果に対する不服申し立ては、選考が基準の手続きに則って行われていないこと、または選考過程で情実が行われた場合にのみ、行うことができる。

2. 選手または当該所属の代表者は、第6条2. の教育普及・MIND 委員会形部会長からの説明に納得できない場合には、本連盟不服申立委員会に不服申し立てを行うことができる。

3. 選手または当該所属は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「JSAA」という。）に仲裁申立をすることも出来る。その場合、本連盟不服申し立ては終了し、JSAA の手続きによる。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会が行う。

以 上